

# 仕 様 書

1 件 名 森林総合研究所東北支所他で使用する電気

## 2 概 要

(1) 需給場所 1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所(以下「甲」とする。)

岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷92-25

2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター東北育種場(以下「乙」とする。)

岩手県滝沢市大崎95

(2) 業種及び用途 学術研究、専門・技術サービス業

3 仕 様 (各項目末尾に「甲」「乙」の付記の無い項目については「甲乙共」とする)

(1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

- |               |          |
|---------------|----------|
| 1) 供給電気方式     | 交流3相3線式  |
| 2) 供給電圧(標準電圧) | 6,000ボルト |
| 3) 計量電圧(標準電圧) | 6,000ボルト |
| 4) 標準周波数      | 50ヘルツ    |
| 5) 電気方式       | 1回線受電    |
| 6) 受電設備       | 別紙1のとおり  |
| 7) 蓄熱式負荷設備の有無 | 無        |

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

- |            |               |
|------------|---------------|
| 1) 予定契約電力  | 59kW(甲)       |
|            | 25kW(乙)       |
| 2) 予定使用電力量 | 255,000kWh(甲) |
|            | 74,000kWh(乙)  |

(ただし、各月の契約電力は、需給場所毎にその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)

(月別の予定使用電力量は、別紙2のとおり。)

(3) 使用期間

自平成30年4月1日0時 から 至平成31年3月31日24時

(4) 電力量等の検針

計量は、供給者が設置する計量装置による目視検針又は遠隔自動検針とする。

(5) 需給地点

需要場所における甲及び乙の施設した第1号柱上の東北電力株式会社の架空引込線と甲及び乙の開閉器電源側との接続点とする。

(6) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

上記需給地点に同じ。

(8) 検針日

検針日は電気供給者（以下「丙」とする。）の定める毎月定日とし、定日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量装置により記録された値によるものとする。

(9) 代金の算定期間

代金の算定期間は、丙の定める期間（1か月以内）とする。

(10) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など丙側で設定することができるものとする。

(11) 力率

1) 丙は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増を行うことができるものとする。

なお、力率割引及び力率割増を行う場合は、丙が定める約款の規定によるものとする。

2) 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(12) 燃料費調整

丙の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、丙が定める約款の規定による燃料費の調整を行うことができるものとする。

(13) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

当該地域を管轄する一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要項）によるものとする。

(14) 支払方法

丙は、代金の算定後、速やかにその代金の請求を甲及び乙に毎月行うこととし、甲及び乙は丙が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

#### 4 その他

(1) 予定契約電力については、甲及び乙の構内の設備や施設の新増改築、設備交換などに

より増減の可能性がある。増減の際は甲及び乙と協議し実施する。

(2) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与える負荷設備は有さない。

(3) 非常用自家発電設備を有している。

(非常用発電機 100 kVA 1台) (甲)

(非常用発電機 24 kVA 1台) (甲)

(非常用発電機 24 kVA 1台) (乙)

(非常用発電機 15 kVA 1台) (乙)

(4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

なお、入札金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1 kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1 kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切捨てる。

以 上